



出水期における河川許可工作物に係る工事の取扱いについて（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：平成9年7月10日

各土木事務所長 様

河 第 166 号
平成9年7月10日

河 川 課 長
(公印省略)

出水期における河川許可工作物に係る工事の取扱いについて（通知）

平成9年6月12日付河第122号で出水期における防災対策及び出水対策について通知されているところであり、出水期においては堤防内はもちろんのこと河道内での許可工作物に係る工事は破堤、決壊等大規模災害を引き起こす恐れがあるため、許可しないことが原則であることは御承知のことと思います。

しかし、例外的に出水期間中に施行することが特にやむを得ない場合における許可の審査に当たっては下記事項を十分審査してください。

なお、出水期の期間としては、当面6月10日から10月20日までとして取り扱ってください。

記

- 1 築堤河川において堤防を掘削する行為は許可しない。
- 2 掘込河川での護岸工事は出水時の洗掘により他の河川管理施設及び背後民地が被災する恐れがなく、かつ適切な防災措置が講ぜられている場合のみ認める。
- 3 河道内での工事（例えば橋脚築造工事等）については、出水時における適切な防災措置（近接工作物の防災措置も含む。）が講ぜられ、かつ河積を阻害しない場合のみ認める。この場合においては建設機械、材料の流出事故を生じないようにさせること。
- 4 洪水注意報及び警報が発せられた場合には県の水防配備体制に準じた体制をとらせ、パトロールを密に実施させるとともに、異常があった場合には速やかに土木事務所等関係機関に通報させ、また適切な水防措置を講じさせること。
- 5 出水期中の工事により河川管理施設、他の許可工作物その他第三者に損害を与えた場合は遅滞なくその復旧措置を講じさせること。
- 6 許可申請書には、出水期間中に施行することが特にやむを得ないと認められる理由書、上記2から4の要件を満たすことを明らかにする書類、及び上記5の措置を行うことを約した書面を必ず添付させること。

建設省河災発第15号 - 2
平成9年6月4日

鳥 取 県 知 事 殿

建設事務次官

出水期における防災対策について

河川、道路等所管施設に係る防災対策については、日頃から十分御配慮されていることと思われるが、近年における激甚な災害発生の実状にかんがみ、国においても災害の早期復旧はもとより、災害の発生を未然に防止するため、鋭意努力をしているところである。貴職におかれても、これから梅雨、台風等による本格的な出水期を迎えるに当たり、河川の氾濫及び土砂災害等の発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検等所管施設の管理を一層強化するとともに、情報連絡及び警戒避難体制の整備等についても関係機関と緊密な連携を図る等災害の防止について万全の措置を講じられたい。さらに、最近の地震等により被災した地域においては、降雨等に伴う地盤の緩みによる二次的な土砂災害等の発生にも十分留意し、遺憾のないよう対処願いたい。

なお、貴管下市町村（指定都市を除く）等関係機関及び所管施設に係る許可工作物等の管理者に対しても、この趣旨を徹底させるよう指導されたい。

平成9年6月4日

鳥取県知事殿

河川局長

出水対策について

出水期における災害の防止のための措置については、平成9年6月4日付け建設省河災発第15号の2「出水期における防災対策について」（建設事務次官通達）で通達されたところであるが、河川局所管施設の管理等については、更に下記事項に留意の上、遺漏のないよう取り計られるとともに、貴管下市町村及び水防管理団体についてもこれらの趣旨を徹底されたい。

なお、指定区間内の一級河川については、関係地方建設局長（北海道にあっては、北海道開発局長）と密接な連携を保ち、その管理に遺漏のないよう、特段の配慮を願いたい。

記

1. 河川、海岸、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等の現状の把握と危険箇所の補強等について
 - (1) 河川、湖沼、海岸、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等の巡視を一層厳重に行い、損傷している箇所、漏水のおそれのある箇所、流木、土砂等の堆積している箇所等出水、高潮等に対して危険と思われる箇所について、速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずること。特に、平成8年度の繰越しにより継続して実施している災害復旧工事については、極力工事の促進に努めるとともに、未復旧の被災箇所についても、増破等による新規災害が誘発されることのないよう、所要の対策を講ずること。
さらに、最近の災害による被災箇所及び本年の融雪出水等による被災箇所については、警戒を厳重にすることはもとより、所要の対策を講じ、再度災害を発生させないよう努めること。
 - (2) 河川又は海岸に措置されている堰、水門、樋門、閘門、陸閘等の工作物については、次の諸事項の点検及び整備を行い、危険と思われる箇所について、速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずるとともに、出水時及び平常時における操作人員の配置計画、操作要領の確認をすること。
また、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等についても点検及び整備を行い、危険と思われる箇所について、同様の措置を講ずること。
なお、降雨等の気象関係情報等の通報連絡体制についても確認をすること。
このほか、許可工作物については、管理者に点検、整備を十分行わせるとともに、管理者の立会いを求めて点検の結果を確認する等適切な指導監督を行うこと。
- ア. 堰、水門、床止め等について
 - (ア) ゲートの開閉状況
 - (イ) 警報施設の作動状況
 - (ウ) 取付護岸（根固めを含む。）の維持状況
 - (エ) 下流側の河床洗掘の状況
 - (オ) 高水敷保護工の維持状況
- イ. 樋門、閘門、陸閘等について
 - (ア) ゲートの開閉状況
 - (イ) 取付護岸（根固めを含む。）の維持状況
 - (ウ) 下流側の河床洗掘の状況
- ウ. 揚水機場、排水機場等について
 - (ア) ポンプの作動状況
 - (イ) 吸水槽、吐出水槽、除塵機等の維持状況
 - (ウ) 取付護岸（根固めを含む。）の維持状況
 - (エ) 下流側の河床洗掘の状況
- (3) 砂利採取等により河況が洪水の流下に悪影響を与えるおそれのある場合は、速やかに正常な状態になるよう整備すること。
- (4) 貯木、係船等河川敷及び海岸の占用物件で出水時に被害の発生原因となるおそれのあるものについては、関係者に対し、その撤去、係留、固定等の措置を講ずるようあらかじめ十分指導すること。
- (5) 出水時及び出水後の巡視について
出水時においては、工作物周辺の箇所、工事施工中の箇所等危険が予想される箇所について、あらかじめ重要度に応じて定められた巡視の回数、巡視の際の点検項目等に基づき巡視を行い、異常箇所の早期発見に努めること。
また、出水後においては、速やかに河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地す

べり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び許可工作物の被災状況等について十分に巡視・点検を行い、重大被害箇所の復旧を急ぐとともに、危険が予想される場合においては、危険である旨の周知を図る等適切な措置を講ずること。

なお、異常な状況を発見したときは、当該異常箇所及びその付近における出水時の状況（出水の時間的な経過、堤内地の滞水の状況、氾濫の状況）並びに出水時及び出水後における措置状況等を記録しておくこと。

2. 水防体制の強化について

(1) 人員及び水防資機材の動員計画について

ア．出水に際して迅速かつ効果的に人員及び水防資機材を動員することができるよう、関係諸機関相互間においてあらかじめ十分打合せをしておくこと。

イ．水防資機材、通信機材及び応急工事用の機械の点検整備を十分行い、緊急事態に備えるとともに、危険度の高い地域においては、避難用船艇、救命具、移動用排水ポンプ等の整備に努めること。

ウ．水防倉庫を点検し、備蓄資材を確認するとともに、予備資材の備蓄に努め、必要に応じて迅速に輸送し得るようあらかじめ関係機関と十分協議しておくこと。

エ．災害発生等の非常事態に備え、人命救助、情報の収集、緊急連絡等が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関と十分打合せを行うこと。

(2) 水防に関する基本的考え方の普及徹底について

出水に際して一般住民の水防に対する協力が得られるよう、あらゆる機会を利用して水防に関する基本的考え方の普及徹底に努めること。

(3) 水防訓練の実施について

水防団及び消防機関のみの水防訓練にとどまらず、住民の防災知識及び災害に対する心構えを確立する意味において、多くの住民が参加するよう関係諸機関と協力して、実態に即した総合的な訓練を実施するよう努めること。

(4) 予報、警報の迅速かつ的確な発令、伝達について

ア．水防上必要な雨量、水位、波高等に関する各種観測施設の点検、整備を行い、迅速かつ的確な予報、警報の実施を期すること。

イ．水防警報を実施する河川、海岸等の指定については、十分に検討し、その適切な指定に努めること。

ウ．洪水予報及び水防警報の発令、伝達及び周知に遺憾のないよう関係機関と緊密な連絡を保ち、必要な施設の整備を行うとともに、あらかじめ予報、警報の受領及び伝達に関する責任を明確にしておくこと。

エ．災害時における通信機能の低下や混乱に備え、無線電話機、携帯ラジオ等の整備等通信情報システムの多様化を図ること。

(5) 適切な避難立ち退きについて

局地的集中豪雨等における急激な出水、異常高潮等のおそれがある地域においては、常時それらの状況を監視するとともに、緊急時の避難対策についてあらかじめ地元関係諸機関とも十分連絡して、迅速かつ的確な情報連絡の確保と避難の場所及び経路等の周知徹底を図り、その対策に遺憾のないよう措置すること。

(6) 水防協議会の組織の確立及び水防計画の作成

洪水時における水防活動を円滑に行うため、指定水防管理団体に対して水防協議会の組織の確立及び水防計画の作成の徹底を図ること。

(7) 重要水防箇所の周知等について

出水に際して水防上特に注意を要する重要水防箇所の周知及び水防に必要な情報の提供を水防管理団体に対して行うとともに、出水期前等において合同で河川巡視を実施し、協力体制の強化に努めるものとする。

3. 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所における対策について

(1) 土石流、地すべり及びがけ崩れの発生のおそれのある地域については、特に巡視を厳重に行い、異常な状況の早期発見に努めること。

(2) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所については、災害が発生した場合における人命の損失が極めて多大である実情にかんがみ、あらかじめ被害のおそれのある地域の住民に対し危険箇所の周知徹底に努めるとともに、市町村地域防災計画の整備の促進を図り、2の(5)に準じた警戒避難体制の確立に万全を期すること。

(3) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所については、危険地区ごとの警戒避難基準の設定、当該地区に係る集落ごとの雨量計の設置等の措置を推進すること。

4. ダムの管理について

(1) 洪水調節の目的を含むダムについては、操作の万全を期するため、次の諸事項に留意すること。

ア．管理施設の点検、整備を十分に行うとともに、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を的確に行うこと。

イ．予備放流を行うこととされているダムについては、十分な時間的な余裕をもってこれを開始し、必要な容量を確保すること。

ウ．ダムの機能、操作方法及び警報に関する通知等が関係する地域に十分周知徹底されるよう、あらかじめ必要な措置を講じておくこと。

エ．ダムの操作状況等の通報についてあらかじめ通報系統を確立しておくとともに、関係機関との打合せを十分行っておくこと。

オ．あらかじめ下流河川の状況を把握し、ダムからの放流との関係について十分把握をしておくこと。

カ．ダムからの放流は、努めて下流に急激な水位の変動を生じさせないよう適切に行うこと。特に、出水初期における放流の急激な増加を避けること。

- キ．ダムからの放流を開始する場合のみならず、放流中においても、必要に応じ、迅速かつ適切に情報の伝達及び警報を行うこと。
 - ク．ダム貯水池内の浮遊物件等については、洪水時に下流に被害をもたらすことのないよう、あらかじめ適切な措置を講じておくこと。
 - ケ．常にダム貯水池周辺の巡視を行い、地すべり等のある区域については、速やかに必要な補強工事その他の適切な措置を講ずること。
 - コ．堆砂の進んでいるダムにおいては、貯水池末端付近における水位上昇による被害の発生の有無等を調査し、必要があるときは適切な措置を講ずること。
 - サ．地域の防災活動等に資するため、流入量、放流量等の情報を適宜関係機関に提供すること。
 - シ．管理業務を適正に行うため、職員の適切な配置に努めること。
- (2) その他のダムについても、特に利水専用ダムについては、河川法の本旨に基づき管理の適正を期するため、関係者において(1)に掲げる事項に留意するよう指導に努めるとともに、河川法第52条の規定による河川管理者の指示を適切かつ有効に行い得るよう、緊急時にダムの設置者が講ずべき具体的措置についてあらかじめ検討しておくこと。
- また、河川管理者へのダムの操作状況等の通報を迅速かつ的確に行うこと。
- 5．出水期間中の工事の施工について
- 河川、海岸、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等に設置する工作物に関する工事で、堤防の開削等災害の誘因となるおそれのあるものや、土石流の発生のおそれのある渓流など出水期において工事中の災害の危険が特に著しい箇所におけるものの施工は、出水期間中は極力避けることとし、工事期間が長期にわたるもの等出水期間中に施工することが特にやむを得ないものについては、その施工に際しては工事施工箇所周辺も含めて適切な防災措置を講ずるよう、十分に指導監督を行うこと。
- 6．工事の手戻りの防止等について
- (1) 工事中の施設については、出水による手戻りの防止対策を十分考慮するとともに、あらかじめ出来高の確認を行う等工事費の精算に支障を来さないよう資料を整備しておくこと。
- (2) 出水に際して工事中建設機械及び材料の流失損壊を生じないように、これらの管理に十分留意し、施行業者にその旨周知徹底すること。
- 7．災害情報等の伝達の迅速化について
- 災害対策の迅速かつ的確な実施を図るため、災害発生時の被害状況報告はもとより、災害の発生が予想される場合にも、気象状況、出水状況等を速やかに建設本省に連絡するよう措置すること。
- また、住民等に対する河川情報等の伝達体制の充実を図るため、テレビ放送を始めとする情報メディア有効活用に努めること。